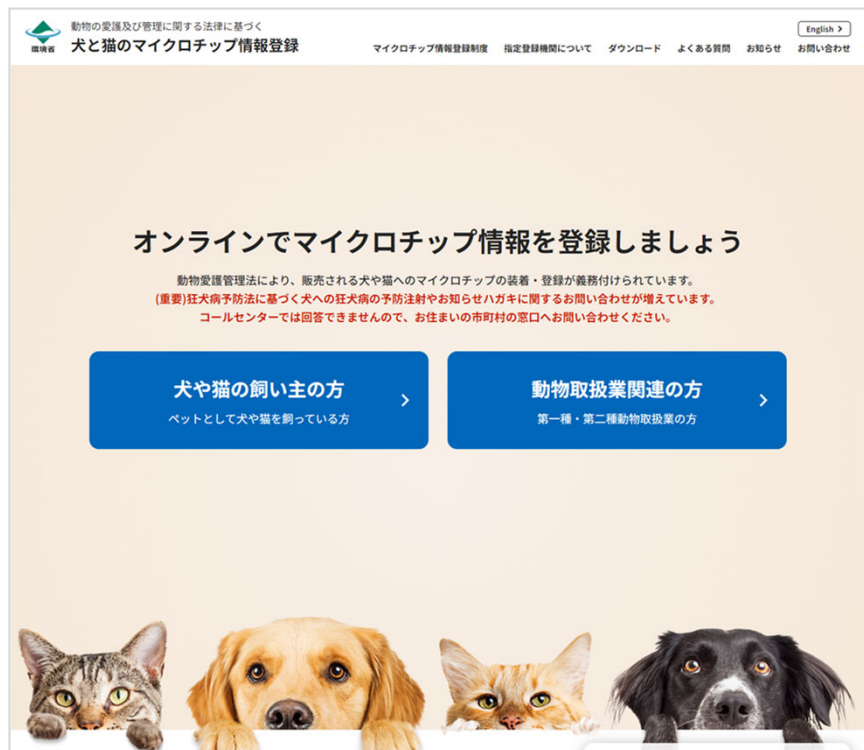


マイクロチップの登録の手数料が 令和6年4月から変更になります※1



オンラインの場合

新規の登録 300円 → 400円

所有者の変更登録 300円 → 400円

登録証明書の再交付 200円 → 300円

紙申請の場合

新規の登録 1,000円 → 1,400円

所有者の変更登録 1,000円 → 1,400円

登録証明書の再交付 700円 → 1,300円

手数料は実費を勘案して政令で定められるものとされています。※2

今後、システム整備・改修・サービスの向上、諸物価の値上げに伴う運営費用の整合性などの事由により、環境省にて手数料の見直しが行われることもあります。

登録制度の充実による動物福祉の向上のために、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会
犬と猫のマイクロチップ情報登録
電話 03-6384-5320
メールアドレス info@mc.env.go.jp

※1 政令第三百七十一号 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令 内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の二十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。第五条第一号中「千円」を「千四百円」に、「三百円」を「四百円」に改め、同条第二号中「七億円」を「千三百円」に、「二百円」を「三百円」に改め、同条第三号中「千円」を「千四百円」に、「三百円」を「四百円」に改める。附則 この政令は、令和六年四月一日から施行する。 環境大臣伊藤太郎 内閣総理大臣岸田文雄

※2 第三十九条の二十五次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関）に納めなければならない。